

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	岩国市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/10/

執行機関名 岩国市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩国市条例第38号)別表第1の8の項 軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)第1条	岩国市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の補装具費支給制度の補完的措置として、対象児のために新たに補聴器を購入する経費、耐用年数経過後に更新する経費又は修理に要する経費(以下「補聴器購入費等」という。)の一部を助成する事業(以下「本事業」という。)について補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「補装具費支給事務取扱指針」及び岩国市補助金等交付規則(平成18年規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		岩国市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱